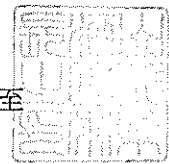


酒 政 発 第 52 号
平成 27 年 11 月 30 日

山形県自然保護団体協議会
幹事団体 出羽三山の自然を守る会
会長 太田 道德 様
公益財団法人日本自然保護協会
理事長 亀山 章 様

酒田市長 丸山 至



山形県酒田市十里塚風力発電事業の中止を求める意見書について（回答）

2015 年 11 月 10 日付けで要望のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【要望事項 1】

複数の事業が近接して計画されている場合、一事業のみの影響評価ではその地域の生物多様性への影響を回避・低減することは不十分です。

山形県と酒田市には、両事業一体として環境影響評価を行い、累積的な環境影響を回避・低減することを求めます。

環境省には、環境影響評価法のがれのような状態のまま本事業が進むことのないよう適切な指導をおこなうとともに、環境影響評価は規模だけでなく重要な環境が対象となるよう対象事業の考え方を検討することを求めます。

(理由)

環境影響評価法は、2012 年 10 月に、合計出力 7,500kW 以上の風力発電施設を建設する場合、法定の環境影響評価を義務付けました。しかし山形県と酒田市は、それぞれ 3 基 6,900kW ずつの計画として、環境影響評価法の対象外とし、法定の環境影響評価と同じ項目の調査を実施するものの、自主的な環境影響評価を行うとしています。この方法では、地域や自然への影響を正確に予測することができず、したがって十分な影響の回避もできません。

また、環境大臣は、「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業に係る計画段階配慮書に対する環境大臣意見」(2014 年 10 月)において、「事業実施想定区域周辺では、他事業者による複数の風力発電所が設置済み又は今後設置予定であることから、事業者

間での情報共有を行い、累積的な環境影響を回避、低減するよう風力発電設備等の配置等を検討すること」として、他事業も含めた影響を評価し、回避・低減策を講じるよう求めています。

<回答1>

酒田市十里塚風力事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に対して、山形県知事より「本事業の隣接地には、県企業局が風力発電施設の設置を予定しており、工事中並びに供用時における騒音及び低周波音、景観、動植物等への影響が累積的なものとなるおそれがある。このため、両事業の事業計画を整理し、県企業局が設置する風力発電施設の影響を踏まえた環境影響評価を実施すること。また、累積的な影響のおそれが少ないと判断した場合は、その理由について具体的に記載すること。」との意見をいただいたところです。

本市の見解として「本事業では、供用時の施設の稼働に係る騒音及び超低周波音、施設の存在及び稼働に係る動物（鳥類等）、景観について県企業局が設置する風力発電施設の影響を踏まえた環境影響評価を実施します。また、事業計画の整理を進めるなかで、影響が累積的なものとなるおそれのある項目を工事中も含めて再検討し、必要に応じて県企業局が設置する風力発電施設の影響を踏まえた環境影響評価を実施し、累積的な影響のおそれが少ないと判断した項目については、その理由を準備書に記載します。」としております。

以上の意見及び回答を踏まえ、県企業局が設置する風力発電施設の事業計画も勘案のうえ、累積的な影響のおそれのある項目については両事業による環境影響の予測及び評価を行い、環境影響の回避・低減の検討を進めております。

【要望事項2】

計画地に残されている沿岸生態系の重要性を認識し、具体的な保全策を市民や専門家を交えて策定してください。

(理由)

計画地は、庄内海浜県立自然公園であり、国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されています。海岸の汀線－砂山（防浪砂堤）－砂草地－クロマツ林という、海と陸をつなぐ移行帯（エコトーン）が残されており、この沿岸生態系のまとまりが、絶滅危惧種の植物や昆虫が生育生息する貴重な環境になっています。この一帯は、ハクチョウやガンカモ類の季節移動ルートに位置し、コアジサシの繁殖地でもあります。コアジサシは、環境省レッドリストでは危急種（VU）、山形県レッドリストではより危険度の高い絶滅危惧種（EN）であり、絶滅危惧Ⅰ類にリストアップしている県も多い絶滅が危惧されている鳥類です。

隣接するクロマツ林は、長年人間が手を加えて造成した防風林であり、文化財としても重要なものです。こうした景観を損なうことを理由に、過去に2つの風力発電計画が許可されなかった経緯もあります。

地域の資産・財産として保全すべきものが何であるか、どうすれば次世代に残すことができるのか、その具体的な保全策を市民や専門家を交えて策定することが必要です。

<回答 2 >

平成 24 年 3 月に策定された第 3 次山形県環境計画において、「優れた自然の風景地として指定されている自然公園内には、風力発電の適地も多いことから、その導入を促進するため、自然公園の価値を著しく損なうおそれのある地域や貴重な動植物の生息・生育に重大な影響を及ぼすおそれのある地域等を除き、風力発電施設の整備に配慮するとともに、公園計画未決定の自然公園については、その早期の策定を目指します。」とされたところです。

本事業の計画地である庄内海浜県立自然公園は、公園計画が策定されておらず全域が普通地域となっているため、現在公園計画策定に向けた手続きが進められており、今年度中に策定の予定となっております。公園計画策定にあたって、今後、環境審議会等有識者機関の意見聴取や、パブリックコメントの実施が予定されており、保護及び利用の規制に関して、これらの意見を踏まえて整備が図られるものと考えます。

また、本市が計画する風力発電事業に係る環境影響評価は、環境影響評価法の手続きに準じて進めており、環境保全対策については今後公表する環境影響評価準備書に記述いたします。そのうえで、環境影響評価審査会等専門家の意見を踏まえた山形県知事意見、住民等の意見を踏まえ、内容について再検討してまいります。

【要望事項 3】

自然エネルギーのリスクは、化石燃料や原子力と比較すれば相対的には小さいがゼロではありません。自然エネルギーの開発においても、予防的なアプローチをとり、地域社会のさまざまなステークホルダーの合意形成がはかられてから事業を進めることを求めます。

(理由)

この計画が出てきた背景には 2012 年 3 月に山形県が策定した「山形県エネルギー戦略」があります。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故を受け、吉村知事等が「卒原発」を提唱、新たなエネルギー源として、太陽光や風力などの「再生可能エネルギー」が推進されています。我々は地域の持続可能な発展には、省エネルギーの推進と同時に自然エネルギーの利用が必須であり、山形県エネルギー戦略の考え方には賛同します。

ただし、自然エネルギー事業者、自然保護関係者が参加する「持続可能な社会と自然エネルギー研究会」でとりまとめられた「持続可能な社会と自然エネルギーコンセンサス」では、“すべての自然エネルギー事業が「持続可能な開発」に該当するとは限らない”など、7 項目のコンセンサスが紹介されています。

また、自然エネルギーの開発で、重大かつ取り返しのつかない影響のおそれがある場合には、“予防的なアプローチが必要であること”、“自然エネルギーの利用は、地域の物理的・社会的な環境の改変を伴うことが避けられないことから、とくに地域社会にかか

わる様々なステークホルダーの社会的な合意を前提とすること”などが挙げられています。

以上のことから、山形県、酒田市においても、自然を損なわない自然エネルギーの推進を目指すべきです。

<回答3>

ご指摘のとおり、自然エネルギーは自然環境などに対するリスク（影響）はゼロではないと認識しております。また、自然環境とエネルギーの関係は密接に結びついており、二律背反する面もあるものと考えます。

2011年3月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原発事故は、被災地に重大かつ取り返しのつかない影響を及ぼしました。また、温室効果ガス排出に伴う地球温暖化は、全世界的な気候変動と環境変化を及ぼすことが予測されています。こうしたことから、再生可能エネルギーの導入は大きな意義があると考えております。

本市では、クリーンなエネルギーで卒原発社会の実現に貢献していくこと、そして売電によって事業利益を確保し、地域活性化に資する施策の原資として市民の皆様に還元していくこと、この2つの目的のため、直営での風力発電事業に取り組んでおります。現在、鳥類などの動物、海浜の植物などの自然環境に十分配慮すべく、環境影響評価及び設備設計を行っております。本事業による影響を可能な限り低減し、事業への理解が図られるよう努めてまいります。

【お問い合わせ】

酒田市 企画振興部 政策推進課

TEL：0234 - 26 - 5704

FAX：0234 - 26 - 3688

E-mail：seisaku@city.sakata.lg.jp